

令和8年度第2回 射水市こども・子育て会議 議事要旨

- 1 開催日時 令和8年8月25日(火) 午後7時00分～午後8時20分
 - 2 開催場所 射水市役所本庁舎 2階 会議室 201、202
 - 3 出席者
 - (1) こども・子育て会議委員
小川委員(会長)、堀委員(副会長)、明橋委員、老田委員、上田(雅)委員、伊藤委員、上田(秀)委員、漁委員、小谷委員、道徳委員、前田委員、山崎委員、篠田委員、林委員
 - (2) 当局
こども家庭部長、こども家庭部次長、子育て支援課長、こども福祉課長、学校教育課長、子育て支援課職員 6名、こども福祉課職員 4名、生涯学習・スポーツ課職員 1名
 - 4 欠席者 佐伯委員、舟木委員、數井委員、尚和委員、沖委員
-

会議次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事

報告事項

- (1) 射水市こども計画の進捗状況について
- (2) 市立放生津保育園の引受法人の募集について

- 4 その他
- 5 閉 会

《議事録》

議事

報告事項

(1) 射水市こども計画の進捗状況について

(事務局) 射水市こども計画の進捗状況について説明

(委員) 子育て世帯の支援体制の整備について、多様な幼児教育・保育ニーズがある中で、現在市内の保育施設や幼稚園等の保育者の人材充足状況はどのようになっているか。保育士養成校にいる者として、保育者を目指す学生が減っている現状を感じており、各市町村とも人材確保に苦勞していると聞く。射水市の状況を教えてほしい。

(事務局) 民間園、公立園とも園長会等で意見を聞くと保育士の不足が見受けられる。その対策として、保育士等奨学金貸付として、自宅通学の方は月4万円、自宅通学の方以外は月5万円の支援や、パパママ保育士職場復帰応援事業として、0歳から2歳児を預けた方の保育料や施設利用料を助成する形で早期復帰を促す取組等を実施して、保育士不足解消に努めている状況である。

(委員) 保育士養成校にいる者としても保育の魅力が伝え切れていない面がある。射水市でも14歳の挑戦では保育士の人気が非常に高いのではないかと思うが、進級や進学に伴って、保育士養成校に進学する高校生が一気に減ってくる。また、保育士養成校に進学した後について、入学当初は保育士に魅力をもっているが、就職する段階で保護者からの懸念により、学生が保育士として働くことを止めてしまう状況がある。保育士養成校としても保育の魅力や保育士のやりがい伝えていく必要がある。事務局の説明について、同じ市内にある保育士養成校としてもポスターの掲示等で学生に積極的にアピールしているので、保育士の確保につながっていけばよいと思う。

(委員) 資料1の25ページの家事育児サポート事業について、ヤングケアラーの洗い出しは小中学校で行っていると思うが、洗い出しの作業はデリケートで判断が難しい。この支援事業の実績について、一体どのようなケースで支援が行われているのか。今回、会議に出席して、この事業の存在を知ったので、内容について詳しく教えてほしい。

(事務局) 家事育児サポート事業は、養育面で不安がある要配慮世帯やヤングケアラーの疑いがある家庭、産後うつ等の特定妊婦を対象としている。利用者負担は原則ゼロで、本当に困っている方に必要なサービスとして、令和6年度から計画して行っている。令和6年度は託児事業から始め、令和7年度の途中からヘルパーステーションと契約し、気になる家庭に対して、ヘルパーの派遣を開始した。委員から話があったとおり、ヤングケアラーの家庭に対して、サポートを入れることは非常に困難なことである。

年2回市内小学校・中学校で実施している調査を通してヤングケアラーと思われる児童・生徒についての情報を共有している。

それらの世帯について、要保護児童対策協議会の要配慮世帯と重なる場合は、自宅訪問等の支援を行っている。令和6年度の実績は託児事業16回のみで、産後うつを含んだ要保護児童対策協議会の世帯に関して、託児のサービス支援を行った。令和7年度はヘルパー事業を追加したことにより、実績としては倍近くの利用者があったように記憶している。今後は、学校教育課及び教育センターで把握しているヤングケアラーと思われる世帯にどのように介入していくかが課題となってくる。家庭状況を調べ

ながら、学生などのヤングケアラーの問題について介入していきたいと考えている。

(委 員) 資料1の7ページの指標のこどもの権利に関して提案したいことがある。本来、こどもの権利は全てのこどもが知るべきものであると考えている。リーフレットを配布するだけでなく、こどもの権利に関して学校での授業実施を提案したい。文部科学省の生徒指導提要では、こどもの権利について、こどもたちに指導する方針が出ている。富山県内でも南砺市でこども課と教育センターが共同で授業の指導案を作成し、昨年は試行的に実施したが、今年は南砺市内の全ての小中学校で授業が行われている。授業を実施することにより、こどもの権利を知ったことがあるこどもの割合は100%になってくるはずである。射水市でも教育委員会に働きかけることで学校でこどもの権利の授業を実施してほしい。

(委 員) 資料1の13ページの指標の幼保小の連携について、推進状況は小学校区によって差がある。小学校区によって対応も違っている。幼稚園・保育園側からすると小学校の対応がないと動けないのが現状である。小学校側で各校区ごとの状況を整理し、進んでいるところとそうでないところを把握してなるべく推進して欲しい。去年から架け橋プログラムが始まったが、まだまだ幼稚園・保育園側、小学校側共に理解不足のところがあるので、研修を続けてほしい。

(委 員) 世界にひとつだけの絵本事業やインクルーシブ遊具は、私のこどもが非常に喜んでい
る。私のこどもも私のいとこのこどもも絵本をボロボロになるまで読み込んだ。せつ
かくであれば、もっと多くのこどもに使ってもらえたらと思っている。このような取
組をしていただき、感謝申し上げる。放課後児童クラブについて、入所条件で「午後
4時まで働いていないと使えない」と言われて、保護者がわざわざ勤務時間を延ばし
たという話も聞いた。そうすると保育所に迎えに行く時間も逆に延長しないといけな
くなったりする。あと、保護者の勤務時間が午後4時に達しておらず、放課後児童ク
ラブを利用できない私のこどもの友達が自宅に帰っても保護者がいないため、全く違
う方面にある私のこどもの家に一緒に付いていくこともあった。帰る際に危ないので、
私のこどもの友達を私が自宅まで送ったこともあった。少しの時間ではあるが、居場
所のないこどもが小学1年生、2年生でいることが危険ではないかと思っている。鍵
を持っているからこども本人は大丈夫と話すのが、全く違う方面の家に歩いて帰ってき
ているのを見るとちょっと危険だと感じる。放課後の居場所を作ることへの対策を要
望したい。

(委 員) 放課後児童クラブに関して民間事業者の開設が増えているとの記載があるが、今後も
射水市として開設を希望する民間事業者があれば、増えていく可能性はあるのか。ま
た、民間事業者の場合はルールの部分で柔軟に対応することがあるのか。もし決まり
があれば教えてほしい。

(事務局) 民間事業者の参入については保護者の利用ニーズにより検討する。

(委 員) 保護者が午後4時まで働いていないと預けることができないという入所条件について
教えてほしい。

(事務局) 保護者等が、労働等のため、おおむね午後4時頃まで就労していることを基準として
いるところがある。

- (委 員) ヤングケアラーという言葉自体は知っていたが、資料1の6ページに記載がある支援事業の存在は知らなかった。ヤングケアラーの定義の範囲はどこまでか。家族の身体介助などが含まれると考えられる。外国籍の家庭が多い地区では、保護者が日本語に堪能でなく、こどもが通訳代わりになっている場合があり、それもヤングケアラーに当てはまるのではないか。地区ではヤングケアラーとして対応して行く必要があるのではないかと話をしている。こどもたちに対して、支援事業の存在について伝えればよいのか。保護者が支援事業の存在を知って利用したいと伝えてくるのか。こどもたち自身からヤングケアラーなので支援事業を利用したいと伝えてくることは難しいと思う。今の段階では小中学校からヤングケアラーの疑いのある家庭を知らせてもらうという形になると思うが、今後、どのように対応していけばよいのか。また、こどもたちが支援を受けることを希望した場合にはどこに相談すればよいのか。
- (委 員) ヤングケアラーということをこどもに伝えて良いかという点については、私は是非伝えるべきと思っている。ヤングケアラーの状況にあるこどもは、これが当たり前前の状況と思っているので、ある意味権利の侵害である。自分が権利を奪われているということに気が付いていない。大人になってから精神的な問題が表面化した際に、こどもの頃に適切なケアが受けられていなかったことに気付く。こどものうちから本来、受けるべきケアが受けられていないことをこどもに伝えることは大事なことだと思っている。

(2) 市立放生津保育園の引受法人の募集について

(事務局) 市立放生津保育園の引受法人の募集について説明

- (委 員) 放生津小学校跡地利活用のプロポーザルで、民間業者が決まったということを聞いているが、まだ決まっていないのか。
- (事務局) 建物全体の改修工事は、博報堂を主体とした合計6社の共同企業体で改修工事を請け負うことは決まっている。
- (委 員) 建物全体の改修工事を行う業者が決まったという理解でよいのか。
- (事務局) そのとおりである。保育園を運営する事業者については、現在募集を行っているところである。
- (委 員) 建物全体の改修工事と運営を行う事業者が決まったということでよいのか。建物全体は民間業者が運営する中で、保育園部分を運営する事業者を別途募集するということではないか。
- (事務局) そのとおりである。

(委 員) 現在の放生津保育園の定員は何名か。

(事務局) 現在の定員は90名である。令和8年4月1日時点の園児在籍数は48名である。

その他

事務局から地域型保育事業（家庭的保育事業）の認可について説明